

平成 25 年 4 月 17 日

規制改革会議 委員各位
厚生労働大臣 殿

愛知県碧南市 栗並秀行・えみ

保育の規制緩和に対する保護者の意見書 ～基準未滿の「詰め込み」保育環境下でわが子を亡くした親の立場から～

私たちは、平成 22 年 10 月に愛知県碧南市の認可保育所で起こった事故で、当時 1 歳の息子を亡くしました。「保育士が隣で見守っていたが、突然おやつをのどに詰まらせた」と保育所は説明していましたが、私たちが粘り強く聞き取りを行ったところ、保育士は息子のそばから離れるなど、見守りを怠っていたことがわかりました。さらには、保育所と自治体が面積最低基準を誤って解釈・運用した結果、事故当時、ほふくする 2 歳未滿児 1 人あたりの面積が国の最低基準の 3.3 m²を下回る 2.65 m²しかなかったこともわかりました。保育士らへの聞き取りから、事故当時の保育環境は、多くの園児たちでごった返し、混乱したものだっただけでなく、こうした環境下で、適切な見守りが行われず、事故が発生しました。

こうした自身の経験から、最低基準の重要性を重く実感し、意見書を提出するものです。

なお、本件事故は去る 3 月 21 日の規制改革会議において、厚生労働省により「面積基準が誤って緩和された自治体で死亡事故があり」、「安全・安心、お父さん、お母さん方の声というのは、非常に無視できないものがある」として取り上げられたものです（参考：別添記事）。

■面積最低基準（ほふくする 2 歳未滿児 1 人あたり）について、子どもが保育所で健全な成長・発達を遂げるには 4.11 m²が必要です。現行の最低基準 3.3 m²はこれを下回っており、待機児童対策であっても現行の最低基準をさらに引き下げることが許されないと考えます。

わが子は死亡に至りましたが、これは最悪のケースであり、死亡に至らないまでも子どもの成長に悪影響を及ぼすことが考えられます。狭い部屋で自由な活動ができずにストレスを感じ、噛みつきが増えることはその一例です。わが子も、園児が急増した頃から突然夜泣きが始まり、精神的に不安定になっていたことがうかがわれました。保育所に相談したところ「とくに環境の変化はない」と説明されましたが、実際には国基準に反する園児の詰め込みが行われており、事故が発生しました。最低基準が正しく機能していれば…と、悔やまれてなりません。

平成 20 年に全国社会福祉協議会が実施した「機能面に着目した保育所の環境・空間に係る研究事業」では、科学的な検証に基づき、2 歳未滿児は 1 人あたり 4.11 m²（現行は 3.3 m²）の面積が最低限必要であるという結論が示されています。

科学的な検証結果をふまえるならば、子どもが保育所で健全な成長・発達を遂げるには 4.11 m²が必要なはずで、現行基準の 3.3 m²はこれを下回っており、待機児童対策であっても現行基準をさらに引き下げることが許されないと考えます。

■人員配置基準について、安心・安全な保育を実施するためには現行の基準では不十分です。科学的な検証を実施し、基準の向上を図るべきです。

去る3月21日開催の規制改革会議では、人員配置基準について「科学的な意味があるのか」との意見がありましたが、保育現場からは「安心・安全な保育を実施するためには現行の基準では不十分」との声が上がっています。

面積基準同様、人員配置基準についても科学的な検証を実施し、基準の向上を図るべきです。

■最低基準は「これだけくれなければ、生きてゆかれない」水準です。

最低基準の制定当時（S24）、厚生省の担当課長が書き残した文書（「児童福祉施設最低基準」）によれば、最低基準は「読んで字の如く、これより下ってはいけない、ぎりぎりの最低線」であり、「最低賃金」のように「これだけくれなければ、生きてゆかれない」という思想であると記されています。

この理念を踏まえれば、規制緩和の名の下に最低基準を引き下げるとは、基本的人権を保障しえない状態を生み出すものといえます。戦後の貧しい時期に「これだけくれなければ、生きてゆかれない」とされた基準を、この豊かな時代に引き下げようとするに、大きな疑問を感じています。規制改革会議委員の皆様には、こうした制定当初の理念についても、十分ご理解いただきたいと願っております。

■保護者が求めているのは、子どもを安心して預けられる場所です。最低基準の引き下げはこれに逆行すると考えます。

働く親たちは「保育所に預けるなんて、子どもがかわいそう」と言われ、苦しんでいます。それでも、保育所で子どもたちが元気に育ちあう姿を知っているから、こうした批判に耐えて働くことができるのです。ある自治体の首長さんが、基準の引き下げに関して「保育所に子どもを預けられずに困っているお母さんを救いたい」との趣旨で発言されていました。しかし、保育所が子どもの健全な発達を保障できないのならば、親は安心して働くことなどできません。現に子どもを預けられずに困っている親も、子どもを安心して預けられる場所を探しているのです。

最低基準の引き下げはこれに逆行しており、働く親たちを救うことにならないと考えます。保護者が求めているのは、子どもを安心して預けられる場所、すなわち、子どもの生命・人権・健全な発達が保証される場所です。

規制改革会議におかれましては、こうした保護者の意見も十分に踏まえた検討をお願い申し上げます。

以上

※本件事故の詳細は、下記ブログに掲載しています。

「愛知県碧南市 認可保育園における事故について」

<http://hiroyasmile.blog.fc2.com/>